



金 沢 市 公 報

号外第 2 1 号

令和6年(2024年)11月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

●規 則

- 高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (健康政策課) 1

規 則

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第44号

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「書類」を「書類等」に改め、同条後段を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 条例第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者 次のア及びイに定める書類等

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳、条例第1条の2第2号に規定する重度の知的障害者であることを証する書面、石川県知事が交付する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「身体障害者手帳等」という。)

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに掲げる書類等(以下「資格確認書等」という。)

(ア) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項(同法第22条において準用する場合を含む。)、健康保険法第51条の3第1項、船員保険法第28条の2第1項、国家公務員共済組合法第53条の2第1項(私立学校教職員共済法第25条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。))又は地方公務員等共済組合法第55条の2第1項に規定する書面

(イ) (ア)に規定する書面に相当する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める書類等

(2) 条例第2条第1項第3号に掲げる者 次のア及びイに定める書類等

ア 身体障害者手帳等

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに掲げる書類等(以下「後期高齢者医療資格確認書等」という。)

(ア) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項に規定する書面

(イ) (ア)に規定する書面に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める書類等

第2条の2第3号及び第9条中「被保険者証等又は後期高齢者医療被保険者証等」を「資格確認書等又は後期高齢者医療資格確認書等」に改める。

(子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 子育て支援医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書を提出する保護者は、次の各号のいずれかに掲げる書類等（以下「資格確認書等」という。）を当該申請書を提出する際に提示しなければならない。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項（同法第22条において準用する場合を含む。）、健康保険法第51条の3第1項、船員保険法第28条の2第1項、国家公務員共済組合法第53条の2第1項（私立学校教職員共済法第25条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第55条の2第1項に規定する書面

(2) 前号に規定する書面に相当する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める書類等

第5条第3項及び第7条中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改める。

（金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成7年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「、健康保険の被保険者証」を削る。

（金沢市児童福祉法施行細則の一部改正）

第4条 金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の5中「被保険者証の」を削る。

様式第1号の10及び様式第1号の11中「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

様式第2号中「被保険者証等」を「加入医療保険」に改める。

（金沢市母子保健法施行細則の一部改正）

第5条 金沢市母子保健法施行細則（平成8年規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「被保険者証等」を「加入医療保険」に改める。

（金沢市印鑑条例施行規則の一部改正）

第6条 金沢市印鑑条例施行規則（平成8年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「、健康保険の被保険者証」を削る。

（金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正）

第7条 金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成14年規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第7号の備考第1項中「もの）」の次に「その他市長が必要があると認める書類」を加え、同備考第2項を削り、同備考第3項を同備考第2項とする。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第8条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第12号から様式第14号までの規定中「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

（金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する規則の一部改正）

第9条 金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する規則（令和3年規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考第1項、様式第3号の備考及び様式第4号の備考第1項中「、健康保険証」を削る。

附 則

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の日前に交付された第4条の規定による改正前の金沢市児童福祉法施行細則の規定による小児慢性特定疾病医療受給者証は、同条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

4 この規則の施行の日前に交付された第8条の規定による改正前の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定による自立支援医療受給者証は、同条の規定による改正後の金沢市障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

令和6年(2024年)11月29日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄